

今後の学校運営の基本的な考え方（R3. 7月20日時点）

出雲市教育委員会

1 市立小・中学校の臨時休業等についての基本的な考え方

現在の状況においては、国のガイドラインを参考に、原則として当該学校で感染例が判明した場合に、当該感染者の症状の有無、学校内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否などを総合的に考慮し、島根県の衛生主管部局（出雲保健所）と十分に相談したうえで、学校単位で臨時休業（学校の閉鎖、児童生徒の出席停止、教職員の特別休暇等）の決定を行う。

なお、保護者等から得た個人情報の取扱いについては厳重に管理し、情報共有は必要に応じて慎重に行うこと。

（1）児童生徒又は教職員本人が感染者の場合

- ①当該児童生徒又は教職員の在籍する学校は、原則「臨時休業」とし、施設の消毒等の必要な措置を行う。
 - ②臨時休業期間は2週間を上限とし、臨時休業期間中に「臨時休業の延長」又は「学校の再開」を判断する。
- ※感染の状況等によっては、当該校以外の学校を指定して「臨時休業」を実施する場合がある。

（2）児童生徒又は教職員本人が濃厚接触者に特定された場合

当該児童生徒又は教職員の在籍する学校は、濃厚接触者の検査結果がでるまでの間、必要に応じて「学級閉鎖」、「学年閉鎖」、「臨時休業」又は児童生徒であれば「出席停止」、教職員であれば「特別休暇」の措置をとる。

濃厚接触者が感染していた場合は、（1）へ、感染していなかった場合は、「学級閉鎖」、「学年閉鎖」又は「臨時休業」の措置を解除する。感染していなかった場合でも濃厚接触者に特定された者が、保健所の指示を受け自宅待機等となった場合は、その間は、児童生徒は「出席停止」、教職員は「特別休暇」扱いとする。

（3）児童生徒に発熱等の風邪症状がみられる場合

- ①欠席の場合は、出席停止の措置を取る。
- ②登校後に発熱等の風邪症状がみられた場合は、安全に帰宅させ症状がなくなるまで自宅休養するよう指導する。帰宅させた日も含めて出席停止の措置を取る。

（4）保護者から児童生徒への感染が不安で休ませたいと相談があった場合

- ①原則、出席停止扱いとはしない。ただし、合理的な理由がある場合は、校長の判断により「出席停止」とすることができる。
- ②医療的ケアを必要とする児童生徒や基礎疾患のある児童生徒は、主治医の見解を保護者に確認の上、登校するかどうか判断する。登校すべきでないと判断した場合の出欠扱いについては、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として取り扱い

い、「出席停止・忌引き等の日数」とすることができる。

(5) 同居している家族等がPCR検査等を受けた(受ける)場合

- ①児童生徒と同居している家族等がPCR検査等を受けた(受ける)場合は、検査結果が判明するまで登校を控えるようお願いをする。登校を控える場合は、「出席停止」扱いとし欠席扱いにはならないことを説明する。
- ②同居している家族等の状況について情報を得た場合には、市教委に速やかに報告すること。

2 学習保障について

- (1) 臨時休業により実施できなかった授業等の時数については、休業期間の短縮等により充当することができる。
- (2) 臨時休業により履修できなかった教科等の指導については、指導時期を変更するなど、年間を見通した指導計画を作成すること。
※ 時間割編成の工夫、学校行事の精選、長期休業期間の短縮、土曜日授業の実施 等

3 個別事項の取扱いについて

学校における教育活動の実施については、次のことに留意すること。

- (1) 専門家会議で示された「3つの条件」が重ならないようにすること。
①換気の悪い**密閉空間** ②人の**密集** ③近距離(**密接**)での会話や発声
- (2) 不特定多数の者との接触を、極力避けること。
- (3) 学校生活においても「新しい生活様式」の実践に努め、児童生徒の学びを止めないという視点に立つこと。
 - ・適切なタイミングと正しい方法での手洗い
 - ・こまめな換気
 - ・咳エチケットの徹底

※ 学校規模や地域の状況などを考慮し、市内一律の対応ではなく、最終的には校長の判断とする事項もある。

(1) マスク着用について

原則、マスクを着用する。以下の場合には、飛沫感染防止に努めながら、マスクを外すこともできる。

- ・体育科、音楽科などの実技を伴う学習
- ・口形、発音等の確認が必要な学習
- ・児童生徒の体調、気候等からマスク着用による体調管理が難しい場合
- ・休み時間(熱中症対策が必要な場合は、熱中症対策を優先すること)
- ・登下校時(熱中症対策が必要な場合は、熱中症対策を優先すること)
- ・部活動、大会等に向けた練習時(熱中症対策が必要な場合は、熱中症対策を優先すること)
- ・職員室での自席における作業時

(2) 日常的な消毒について

児童生徒等がよく手で触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）や共用物は、1日に1回以上、消毒液を浸して布巾などで拭き取りすること。

新型コロナウイルスに有効な消毒液としては、「消毒用エタノール」、「次亜塩素酸ナトリウム消毒液」、「新型コロナウイルスに対して効果が確認された界面活性剤入り洗剤」など。

(3) 地域との連携について

地域人材を招いての授業や活動、地域に出かけての活動等は、実施方法等の工夫により実施を検討する。

(4) 学校給食

食事前の手洗いを徹底し、会食時は、飛沫しないように机を向かい合わせにしない、会話を控えるなどの予防対策を厳に順守すること。

(5) 部活動

部活動の実施は校長判断によるものとする。ただし、市外で活動する際又は市内で市外の学校との合同の活動をする際は、移動先の自治体又は参加する学校の自治体の感染状況や提供している情報などを確認し、実施の可否を十分に検討すること。また、県外へ移動する際は、事前に教育委員会へ連絡すること。

なお、県内・市内における新型コロナウイルス感染の状況により、あらためて活動の取扱いを検討する場合がある。

(6) 学校開放

通常の手続きによる。

(7) 教育実習の受け入れ

教育実習生には、「教育実習前に心がけておくこと」により、普段から十分な感染対策をした生活を心がけるとともに、教育実習開始日の2週間前から体温等の記録（健康チェック表）をとることを要請する。

また、教育実習生が緊急事態宣言が出されている都道府県やまん延防止等重点措置が適用されている地域に居住している場合は、少なくとも教育実習開始1週間前までに帰省することを要請する。

(8) 学校行事等

① 修学旅行及び宿泊研修

修学旅行及び宿泊研修を実施することとしている期間に、行き先または島根県が『新しい生活様式』を踏まえた学校の行動基準で示す感染レベル2相当または3相当に該当している場合は、実施しない。

(感染レベルについては、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2021.4.28 Ver.6)」P18を参照のこと)
実施する場合は、「3 個別事項の取扱いについて」を遵守しながら、計画段階から業者等と綿密に打合せをし、感染防止に努めること。

・別紙「校外活動事前チェックリスト【新型コロナウイルス感染症対策版】」(児童生徒支援課)により事前チェックを徹底すること。

②各種行事(学習発表会、文化祭、運動会、遠足等)

感染症対策に努めながら実施を検討する。

③授業公開日

感染症対策に努めながら実施を検討する。

④家庭訪問

感染症対策に努めながら実施を検討する。

⑤児童生徒の健康診断

詳細については、教育政策課から別途通知予定

⑥集会等

感染症対策に努めながら実施を検討する。

⑦校外での学習(社会科見学、実習、体験学習等)

感染症対策に努めながら実施を検討する。

社会科見学、体験学習等の場合は、受け入れ先と感染防止について十分に協議し、対策を講ずること。

4 その他

(1) P T A 総会・各種会合

各種関係団体と協議の上、感染症対策に努めて実施を検討する。

(2) 放課後学習

通常どおり

(3) 放課後子ども教室

通常どおり

(4) 県外から転入する児童生徒への対応

①転居(住民票を移す)の場合

ア 非常事態宣言が出されている都道府県及びまん延防止等重点措置が適用されている地域からの転居の場合は、転入後2週間の自宅待機後に通学するように要請する。

※ 出雲市教育委員会の窓口で要請するが、各学校においてもお願いをする。

【非常事態宣言が発出されている都道府県】

5月23日～8月22日：沖縄県

7月12日～8月22日：東京都

【まん延防止等重点措置が適用されている地域】

4月20日～8月22日：埼玉県、千葉県、神奈川県

6月21日～8月22日：大阪府

非常事態宣言又はまん延防止等重点措置が解除されてから2週間目以降は、待機要請はしない。

なお、今後、緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置の対象地域が拡大された場合も同様の取扱いとする。

イ ア以外の県からの転入については、待機要請はしない。

②区域外就学（住民票を移さない）の場合

①転居（住民票を移す）の手続きに準じる。

※ 学校に相談があった場合は、市教委（学校教育課）と相談するように伝える。

（5）教職員の出張等

①出張について

実際に訪問することの必要性を十分検討の上、命ずること。また、感染者が多い又は急増している都道府県への移動については、特に慎重に判断するとともに、緊急事態宣言が出されている都道府県または、まん延防止等重点措置が適用されている地域へ移動する場合は、**万全な感染症対策を講じること**。

県内・市内の出張等については、県内の状況により判断すること。

②私的な場合の移動について

緊急事態宣言が出されている都道府県はもとより、まん延防止等重点措置が適用されている地域、感染者が多い又は急増している都道府県への不要不急の移動等は自粛すること。

やむを得ず、上記の都道府県や地域へ移動し帰県した場合、少なくとも1週間の自宅待機を要請する。学校の運営上、1週間の自宅待機が困難な場合は、令和3年4月15日付け学教第122号「教職員が県外へ移動した場合及び帰県後等の対応について（R3.4.15日時点）」における対応を遵守すること。

③上記の都道府県や地域からの帰省があった場合について

②の対応と同様とする。

（6）教職員の体調管理

①検温について

出勤日の朝には、検温をすること。その際、発熱等がある場合には、出勤しないこと。

また、発熱し翌日には熱が下がったとしても、出勤しないこと。

なお、出勤を要しない日の朝も、検温をすること。

②早めの医療受診

発熱等の風邪症状、息苦しさ、強いだるさ等の症状がある場合には、かかりつけ医等を受診すること。かかりつけ医等を受診できない場合は、「新型コロナウイルス感染症『健康相談コールセンター』（0853-24-7017）」へ相談すること。

③勤務時間内の発熱等への対応

勤務時間内の発熱やその他の風邪症状等が生じた場合は、速やかに管理職に申告

し、かかりつけ医等を受診すること。

5 今後の対応

今後の県内及び市内の感染状況等により検討を行い、必要に応じて通知する。

【問い合わせ先】 出雲市教育委員会

- 臨時休業の基本方針に関する事
- 学校開放に関する事
- 児童生徒の健康診断に関する事
- 中学校の職場体験学習に関する事
- 放課後子ども教室に関する事
- 消毒等に関する事

教育政策課 21-6179

- 部活動に関する事

児童生徒支援課 21-6324

- 教育実習の受け入れに関する事
- 学校における教育活動に関する事
- 転入する児童生徒等に関する事

学校教育課 21-6880